秋 田 県 養 豚 協 会 定 款

（制定：平成１７年 ６ 月２７日
最終改正：令和　７年 ６ 月２８日）

第１章　総　　則

（名　称）
第１条　この協会は、秋田県養豚協会（以下「協会」という。）という。

（事務所）
第２条　この協会の事務所を秋田市に置き、必要なる地区に支部を置くことが出来る。

（目　的）
第３条　この協会は、本県養豚及び中小家畜経営の安定と振興を図り、優良な血統を保存普及し、形質の改良と能力の向上、生産基盤の確立と組織の強化を図ること、防疫対策の強化を図ること、及び日本養豚協会関連業務を実施することを目的とする。

（事　業）
第４条　この協会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。
① 養豚及び中小家畜経営の普及向上、改良増殖に関する指導奨励
② 豚の生産、流通及び消費に関する調査及び情報の提供
③ 畜政活動に関すること
④ 種豚及び緬山羊の登録
⑤ 防疫対策の強化に関すること
⑥ 会員相互の連絡及び経営管理に関すること
⑦ 日本養豚協会の業務に関する事項
⑧ その他協会の目的を達成するために必要な事業

第２章　会 員 等

（会員の資格）
第５条　この協会を構成する会員は、次のとおりとする。
① 正会員：秋田県に居住し、養豚を経営している個人又は法人
② 学識経験者：学識経験者で、理事会の決議による者
③ 賛助会員：第３条の目的に同意し、本協会の事業の推進に協力する団体及び協業体並びに企業

（加　入）
第６条　この協会の正会員になろうとする者は、加入申込書に所定の資格等を記載して会長に提出し、理事会の承認を受けるとともに加入申込書を日本養豚協会に提出して承認を受けなければならない。
２　会長は、前項の承認をしたときは、その旨を当該申込した者に通知するものとする。
３　この会の賛助会員となろうとする者は、理事会の承認を得て加入することができる。

（脱　会）
第７条　会員は、次の各号の事由の一に該当した時は、当該年度の終わりに協会を脱退する。
①　会員から脱退の申し出があったとき
②　会員たる資格を喪失したとき
③　会費を引き続き１年以上納入しないとき

（会　費）
第８条　正会員は、毎年度、総会で別に定める会費及び日本養豚協会の総会で別に定める会費を総会終了後、速やかに納入しなければならない。
２　賛助会員は、毎年度総会で別で定める会費を総会終了後、速やかに納入しなければならない。ただし、団体及び協業体は免除する。
３　既納の会費その他の拠出金品は、会員の脱退の場合においても、これを返還しない。

第３章　役 員 等

（役員の定数及び選任）
第９条　この協会に次の役員を置く。
①　理事　１３名以内とする。内１名は学識経験者とすることができる。
②　監事　２名以上３名以内
２　理事及び監事は、総会において会員より選任する。

第10条　理事のうちから会長１名、副会長２名、事務局長１名を互選するほか、必要があるときは、会長代行１名を互選することができる。

（役員の職務）
第11条　会長は、この協会を代表し会議の議長となりその業務を総理する。
２　会長代行は、同条第１項の会長の職務を遂行することができる。ただし、代表権は有しない。

３　副会長は、会長を補佐してこの協会の業務を掌理し、会長が事故ある時はその職務を代理し、会長が欠けた時はその職務を行う。また、筆頭副会長は代決権を有し、会長不在の場合は会長の職務を代理する。
４　事務局長は、会長及び副会長を補佐してこの協会の業務を執行する。
５　理事は、理事会を組織し、業務を執行する。
６　監事は、次に掲げる業務を行う。
①　財産及び会計の状況を監査すること。
②　理事の業務執行の状況を監査すること。

（役員の任期）
第12条　役員の任期は、３年とする。ただし再任を妨げない。
２　補欠による役員の任期は、前任者の残任期間とする。
３　役員は、任期満了後または辞任の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行うものとする。

（役員の報酬）
第13条　役員は無報酬とする。ただし、費用は弁償することができる。

（顧　問）
第14条　この協会に顧問を置くことができる。
２　顧問は、理事会の承認を得て、会長が委嘱する。
３　顧問は、協会運営上の重要事項について、会長の諮問に応じる。

第４章　総　　会

（総会の種別）
第15条　総会は、通常総会と臨時総会とする。
２　総会の議長は、会長とする。
３　通常総会は毎年６月又は７月とする。
４　臨時総会は、理事会において必要と認めた時。または会員の３分の１以上の請求があった時。

（総会の招集）
第16条　総会は、会長が招集する。
２　総会の招集は、少なくともその開催日の１０日前までに、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、会員に通知しなければならない。
３　前条第４項の規定により請求があったときは、会長は請求のあった日から３０日以内に総会を招集しなければならない。

（総会の議決方法等）

第17条　総会の議決は、出席者の過半数をもって決する。可否同数の場合は議長の決するところによる。

２　会員は各１個の議決権を有する。

３　総会に出席しない会員は、書面をもって議決権を行使することができる。

（議決事項）

第18条　次の各号に掲げる事項は、総会の議決を必要とする。

①　定款の変更

②　解散及び残余財産の処分

③　事業計画・収支予算・事業報告・収支決算及び財産目録並びに剰余金処分案

④　会費の額及び賦課方法

⑤　役員の選任

⑥　前各号に掲げるほか、総会において必要と認めた事項

（議事録）

第19条　総会の議事録は、議長が作成し、議事の経過概要及びその結果を記載し、出席会員２名以上が署名押印しなければならない。

第５章　理 事 会

（理事会に関すること）

第20条　理事会は、必要に応じ会長が招集し、会長はその議長となる。

２　理事会の議決は出席者の過半数をもって決する。可否同数の場合は、議長の決するところによる。

３　監事は必要に応じ理事会に出席し、意見を述べることができる

４　次の各号に掲げる事項は、理事会に置いて審議し、または決定するものとする。

①　定款第１８条に掲げる事項

②　総会の招集に関すること及び会員の加入、脱退に関すること

③　その他理事会において必要と認めた事項

第６章　資産及び会計

（事業年度）

第21条　この協会の事業年度は、毎年４月１日に始まり、翌年の３月３１日に終わる。

（経　費）

第22条　この協会の運営に当てる経費は、次に掲げるものから支弁する。

①　会費

② 事業に伴う収入
③ 資産から生ずる収入
④ 寄付金品
⑤ その他の収入

（監　査）
第23条　会長は、毎事業年度終了後、決算書類を作成し、通常総会開催の１０日前までに監事に提出して、その監査を受けなければならない。
２　監事は、前項の書類を受理したときは、これを監査し、監査報告書を作成して総会に提出しなければならない。

第７章　定款の変更、及び解散

第24条　［廃止］

（解　散）
第25条　この協会の解散は、総会の議決を経る。
２　この協会が解散した時は理事をその清算人とする。

第８章　雑　　則

（細　則）
第26条　この定款に定めるものの他、協会の運営上必要な細則は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

附　　則
１　この定款は、平成１７年６月２７日から施行する。
２　この定款の施行に伴い、昭和３１年６月４日に制定した秋田県種豚登録協会定款はこれを廃する。
３　この定款は、平成２５年４月１日から施行する。
４　この定款は、平成２７年７月２５日から施行する。
５　この定款は、平成３０年６月３０日から施行する。
６　この定款は、令和　３年７月　５日から施行する。
７　この定款は、令和　７年６月２８日から施行する。